

事務連絡  
平成29年2月10日

関係市町村教育委員会教育長 }  
関係市町村立学校長 } 様

埼玉県教育局教育総務部教職員課長  
(公印省略)

### 給与負担等の移譲に伴う扶養手当の認定等について（通知）

平成29年4月から県費負担教職員の給与負担等がさいたま市に移譲されます。これに伴い、扶養手当の認定等については下記の点に御留意の上、事務処理に遗漏のないようお願いします。

記

#### 1. 主たる扶養者について

これまで、職員がさいたま市立小・中・特別支援学校職員（以下、「さいたま市学校職員」という。）と共同して被扶養者の生計を維持している場合、共に県費支弁職員であるため、生計の実態等の確認をすることなく、届出に係る者を「主たる扶養者」と認めることができました。

しかし、平成29年4月1日からさいたま市学校職員が県費支弁職員ではなくなるため、職員とさいたま市学校職員が共同して被扶養者の生計を維持している場合、生計の実態等を確認する必要があります。

#### 2. 主たる扶養者の確認及びそれに伴う届出について

平成29年4月1日以降については収入比較が必須となるため、「平成28年分給与所得の源泉徴収票」等により、「主たる扶養者」の確認をして下さい。その結果、「主たる扶養者」と認められない場合は、必要な届出を平成28年度中に行うよう職員に周知をお願いいたします。

#### 3. その他

職員が他の者と共同して被扶養者の生計を維持している場合の取扱いについては、『教職員給与事務の手引き』II-1-5ページ「6 「主としてその職員の扶養を受けているもの」とは」を参考にして下さい。

なお、さいたま市の扶養手当制度については、さいたま市教育委員会教職員課教職員企画室（電話048-829-1693）へ確認して下さい。

（ただし、平成29年4月以降については、組織改正が予定されているため、問い合わせ先が変更となる可能性があります。）

担当：制度・指導担当  
電話：048-830-6667